

## 平成 24 年度府中市事務事業点検実施要領

## 1 趣旨

限られた財源の有効活用を図るため、本市が実施している事務事業（以下「事業」という。）の必要性、妥当性等について、PDCAサイクルの観点から、常に点検し、確認していく必要がある。

この点検の方法の一つとして、平成・23年度から3年間にわたり、事業仕分けの手法を用い公開の場での第三者による事務事業点検（以下「点検」という。）を実施し、市の方針決定の参考とする。

また、点検により、市民への事業に関する説明の機会を拡大するとともに、職員の意識改革をより一層図るものとする。

## 2 実施日時

平成24年7月28日（土）午前8時40分～午後5時30分  
7月29日（日）午前9時～午後6時

## 3 会場

府中市役所北庁舎3階会議室

## 4 基本的な考え方

行政サービスの必要性、実施主体のあり方及び実施方法の妥当性等について、事業そのものの必要性、適切な実施主体、効果的・効率的な実施手法等について点検するものとする。

## 5 対象事業

平成23年度に選定した120事業のうち、平成24年度実施予定の事業とする。

ただし、対象事業が、すでに廃止等により実施することが適当ではない場合は、別に定める「事務事業点検対象事業選定基準」により再選定するものとする。

## 6 点検作業

- (1) 点検の実施に当たっては、国及び地方自治体の事業仕分けの実施に関してノウハウを有し、かつ実績のある政策シンクタンク「構想日本」の協力により実施するものとする。
- (2) 点検作業は、2班体制で行うものとする。各班は、コーディネーター1名と点検委員5名の計6名で構成する。

なお、点検委員5名のうち、2名は構想日本が選出することとし、3名は市が公募した委員とする。

また、各班における点検作業の進行については、コーディネーターが担当する。

(3) 点検作業に当たっては、対象課は「事業シート」（様式1）を作成し、必要に応じて参考資料を添付する。

(4) 点検作業は、公開で行い、1事業当たり概ね40分程度とし、作業の流れは次のとおりとする。

ア 事業担当者による説明（5分）

説明者は、「事業シート」に基づき、事業の要点や補足事項について、簡潔に説明する。

イ 点検委員による点検（30分）

点検委員から事業担当者に対して、事業の内容について質問を行い、事業のあり方等について点検する。

ウ 点検委員による事業評価（5分）

点検委員は、「評価作業シート」（様式2）に点検結果及びコメントを記入し、コーディネーターに提出する。コーディネーターは主なコメントを発表するとともに、票数を集計して多数決により点検結果を決定する。

(5) 点検の評価基準は、「不要」、「抜本的見直し」、「国・都・広域」、「市（要改善）」、「市（現行通り）」の5項目とする。

(6) 点検作業の傍聴者にアンケートを行い、点検に対する意見を受け付けるものとする。

## 7 点検結果の取り扱い

(1) 市の方針決定

点検結果について、各部の見解等を付し、行革本部において点検結果に対する市の方針を決定し、市の決定を受けた後、議会へ報告し、速やかに公表する。

(2) 具体的な対応方法

不要・改善等の方針が決定した事業については、平成25年度予算で対応するもの、対応方法の検討を要するものなどに分類し、それぞれ行革本部において進行を管理する。

(3) 予算への反映

平成25年度予算に反映する事業については、政策会議及び予算編成会議において改めて実施の可否を決定し、予算に反映する。

## 8 点検の公表

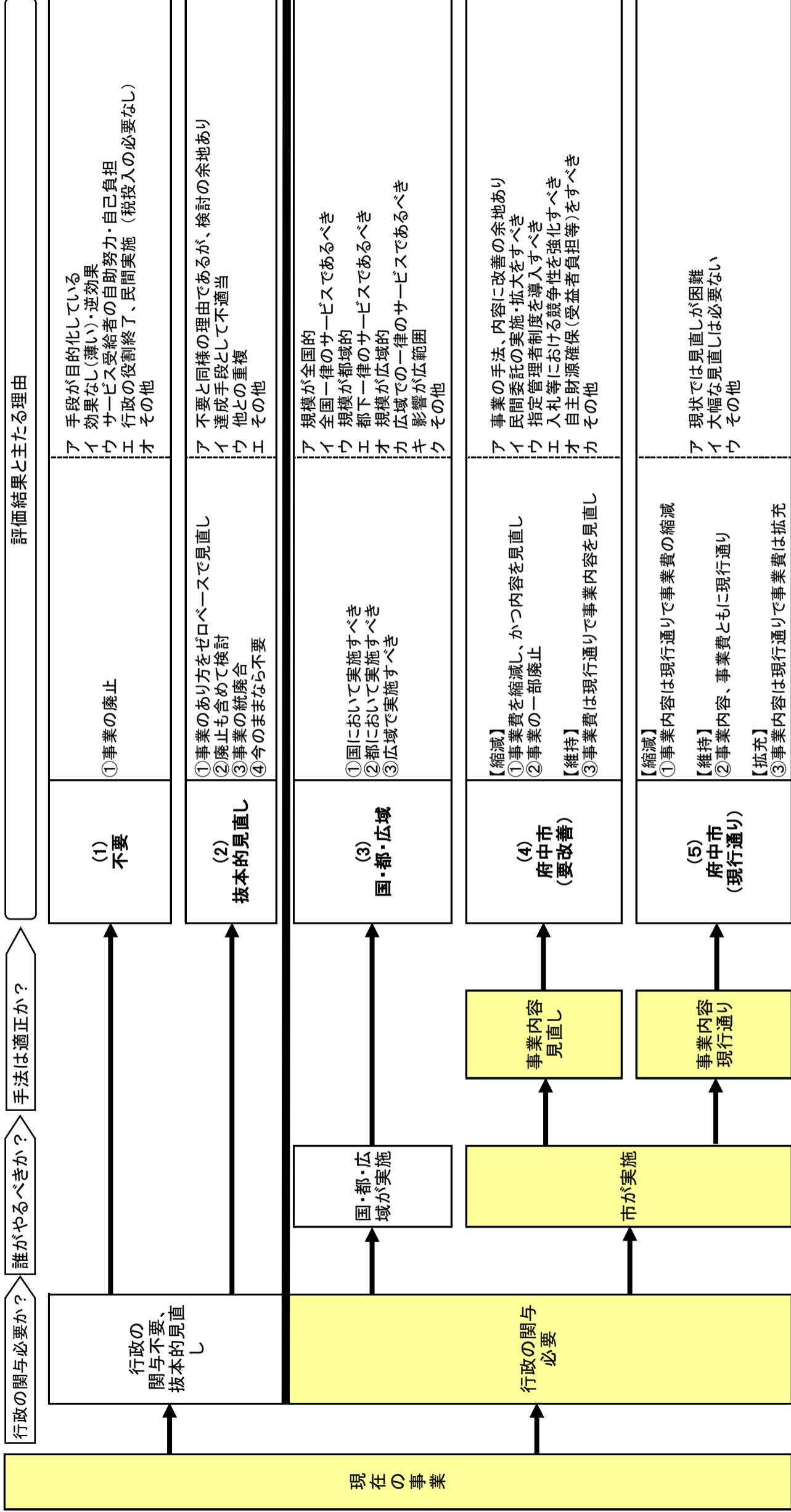
点検の概要や点検結果に対する市の方針等について、適時、ホームページ及び広報紙等で公表するものとする。

## 9 その他

- (1) 事前に職員説明会及び職員研修（模擬点検）を実施する。職員研修（模擬点検）は、公募市民及び事業担当課職員を対象とし、点検の1か月前までに開催する。
- (2) ホームページ及び広報紙の掲載、ケーブルテレビの放送ほか、市施設や自治会等へのチラシ配布、ポスターの掲示等により、積極的に広報を行うこととする。

# 評価作業シート

事業番号		事業名	
		評価者氏名	



特記事項(選択の理由、改善内容、その他意見等)

※多数決が同数となった場合はコーディネーターによる採決を行うが、行政の関与不要と必要の間(黒い太線の上下)で票が同数になった場合、それぞれの項目下にある票数を足し合わせ、数の大きい方の判定を優先させる。  
 例: 不要2、抜本的見直し1、要改善2 ⇒ 不要と要改善が同数だが、行政の関与不要と必要で比較した場合、必要は2となるので、行政の関与不要が優先され、この場合「不要」が優先される。

平成23年度・24年度の府中市事務事業点検の点検結果に対する市の方針について

■平成23年度実施分

評価区分	点検結果	市の方針	備考
不要	0	0	
再検討・見送り	10	1	市の方針 ・市(要改善)へ…8件 ・現行通りへ…1件
国・都・広域	0	0	
市(要改善)	27	33	市の方針 ・再検討・見送りから…8件 ・現行通りへ…2件
市(現行通り)	2	5	市の方針 ・再検討・見送りから…1件 ・要改善から…2件
評価対象外	1	1	
計	40	40	

■平成24年度実施分

評価区分	点検結果	市の方針	備考
不要／廃止	5	3	市の方針 ・抜本的見直しへ…1件 ・市(要改善)へ…1件
抜本的見直し	10	2	市の方針 ・市(要改善)へ…9件 ・不要／廃止から…1件
国・都・広域	0	0	
市(要改善)	25	35	市の方針 ・抜本的見直しから…9件 ・不要／廃止から…1件
市(現行どおり・拡充)	2	2	市の方針 ・現行どおり…1件 ・拡充…1件
計	42	42	

平成23年度府中市事務事業点検における点検結果と市の方針 一覧

事業番号	事業名	点検結果	市の方針
1-1	教科用消耗器材整備事業	市（要改善）	市（要改善）
1-2	学校図書館運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-3	地域介護予防事業（介護予防コーディネート事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-4	地域介護予防事業（地域デイサービス事業）	市（現行通り）	市（現行通り）
1-5	心身障害者小規模通所授産施設運営費助成事業	評価対象外 (対象施設が新体系移行により本事業での助成不要となったため)	
1-6	指定疾病者福祉手当支給事業	再検討・見送り	市（要改善）
1-7	補助金 社会福祉協議会	市（要改善）	市（要改善）
1-8	市税徴収事務	市（要改善）	市（要改善）
1-9	広報事業（広報発行事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-10	広報事業（広報活動事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-11	駅周辺自転車対策事業	市（要改善）	市（要改善）
1-12	ごみ減量運動啓発事業	市（要改善）	市（要改善）
1-13	文化センター維持管理事業	市（要改善）	市（要改善）
1-14	桜まつり運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-15	小規模事業者指導事業	再検討・見送り	再検討・見送り (補助金化)
1-16	補助金 農業生産団体育成事業費	再検討・見送り	市（要改善）
1-17	育児支援家庭訪問事業	市（現行通り）	市（現行通り）
1-18	子ども家庭サービス事業（トワイライトステイ事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-19	市立保育所管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-20	郷土の森博物館管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-1	少人数指導等事業	再検討・見送り	市（要改善）
2-2	学校給食センター管理運営事業	再検討・見送り	市（要改善）
2-3	障害者自立移動支援事業（心身障害者福祉タクシー事業）	市（要改善）	市（要改善）
2-4	障害者認可施設運営費助成事業	市（要改善）	市（要改善）
2-5	低所得者利用者負担対策事業	市（要改善）	市（要改善）
2-6	一人暮らし高齢者等緊急通報安全システム事業	市（要改善）	市（要改善）
2-7	健康診査事業（一般健康診査事業）	市（要改善）	市（要改善）
2-8	乳幼児・妊産婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）	市（要改善）	市（現行通り）
2-9	私道整備事業	再検討・見送り	市（要改善）
2-10	地域まちづくり事業	市（要改善）	市（要改善）
2-11	公害防止指導対策事業	市（要改善）	市（要改善）
2-12	補助金 樹木保存事業費	再検討・見送り	市（要改善）
2-13	防災資材等整備事業	市（要改善）	市（要改善）
2-14	補助金 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業費	再検討・見送り	市（現行通り）
2-15	自主活動奨励事業	再検討・見送り	市（要改善）
2-16	ふれあいの集い運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-17	地区図書館運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-18	美術館維持管理事業	市（要改善）	市（要改善）
2-19	学習事業運営事業	再検討・見送り	市（要改善）
2-20	スポーツ大会運営事業	市（要改善）	市（現行通り）

平成24年度府中市事務事業点検における点検結果と市の方針 一覧

事業番号	事業名	点検結果	市の方針
1-1	就学援助事業	市（要改善）	市（要改善）
1-2	学校図書館指導充実事業	市（要改善）	市（要改善）
1-3	庁舎等維持管理事業(庁用車管理事業)	抜本的見直し	抜本的見直し
1-3	庁舎等維持管理事業(バス借り上げ事業)	不要	抜本的見直し
1-4	補助金 市民保養施設利用助成事業費	不要	廃止
1-5	市民体育大会運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-6	中央図書館運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-7	友好都市交流事業	市（要改善）	市（要改善）
1-8	中小企業補助事業(中小企業事業資金融資利子補助)	市（要改善）	市（要改善）
1-8	中小企業補助事業(中小企業退職金共済掛金補助)	市（要改善）	市（要改善）
1-9	補助金 先天性代謝異常健診採血料	不要	廃止
1-10	学童クラブ管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-11	景観形成事業	市（要改善）	市（要改善）
1-12	法定外公共物管理事業	市（要改善）	市（要改善）
1-13	介護予防推進センター管理運営事業	抜本的見直し	市（要改善）
1-14	地域介護予防事業(介護予防推進事業)	市（要改善）	市（要改善）
1-15	有料ごみ収集管理事業	市（要改善）	市（要改善）
1-16	リサイクル推進事業	市（要改善）	市（要改善）
1-17	健康増進事業	不要	市（要改善）
1-18	歯科検診事業(歯の衛生週間健診費)	不要	廃止
1-19	障害者自立移動支援事業(心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業)	市（要改善）	市（要改善）
1-20	障害者作業委託事業	市（要改善）	市（要改善）
2-1	広報事業(テレビ広報事業)	抜本的見直し	市（要改善）
2-2	文書管理事務	市（要改善）	市（要改善）
2-3	奨学資金給付事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-4	市民芸術文化祭運営事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-5	補助金 公会堂設置費等	市（要改善）	市（要改善）
2-6	女性活動推進事業	市（要改善）	市（要改善）
2-7	子ども家庭支援センター管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-8	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	市（要改善）	市（要改善）
2-9	商店街補助事業(補助金 商店街共同施設電気料)	市（要改善）	市（要改善）
2-10	観光振興事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-11	シルバー人材センター支援事業(シルバー人材センター運営費補助金)	抜本的見直し	市（要改善）
2-12	老人クラブ補助事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-13	公共花壇運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-14	耐震改修等補助事業	市（現行どおり）	市（拡充）
2-15	心身障害者福祉センター管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-16	心身障害者住宅費助成事業	市（要改善）	市（要改善）
2-17	防災思想普及事業	市（要改善）	市（要改善）
2-18	まちの環境美化推進事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-19	権利擁護センター事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-20	入浴券支給事業	市（現行どおり）	市（現行どおり）





事業シート（概要説明書）

予算事業名		障害者自立移動支援事業（心身障害者自動車ガソリン費助成事業）		事業開始年度	昭和57年度											
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度									
		請求件数（実数）		件	1,045	1,029	1,013									
		延請求件数		件	1,381	1,379	1,356									
	助成対象リットル数		ℓ	483,762	485,714	489,075										
単位当たりコスト	事業費	/	助成対象者	円	26,013	26,510	27,115									
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	自動車ガソリン等費用の一部を助成することにより、心身障害者（児）の外出時における経済的負担を軽減し、生活の便宜を図る。また、外出の機会が少なく、活動範囲が制限されている心身障害者（児）の生活圏の拡大を図り、地域や社会への参加を促進する。														
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】		単位	H23年度	H22年度	H21年度									
		新規受給者数		人	126	118	125									
		本事業の対象要件を満たす手帳保有者のうちの受給者の割合		%	15.30	15.21	14.94									
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	近年の不況の影響により自動車の利用を控える傾向があるため、助成金額および助成リットル数は減少している。一方で、手帳の新規取得者の申請により助成対象者数は年々増加しており、外出時の経済的支援の必要性は依然として高いといえるため、今後の経済動向により事業成果は変動すると思われる。															
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	<p>1 ガソリン等費用助成事業を実施している自治体数 26市中22市（町田市、青梅市、あきる野市、国分寺市をのぞく）。 内1市（多摩市）は精神障害者、1市（東久留米市）は一部難病患者、5市（福生市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、西東京市）は脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方を対象に含んでいる。</p> <p>2 所得制限を設けている自治体数 26市中4市（武蔵野市、三鷹市、東村山市、武蔵村山市）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>所得制限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武蔵野市</td> <td>心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> <tr> <td>三鷹市</td> <td>対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>東村山市</td> <td>対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> <tr> <td>武蔵村山市</td> <td>心身障害者医療費助成の基準内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 心身障害者医療費助成の所得制限基準とは、本人が障害者で扶養親族なしの場合、360万4千円以下であり、年収に換算すると約666万5千円。</p>						自治体名	所得制限額	武蔵野市	心身障害者医療費助成の基準内	三鷹市	対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）	東村山市	対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内	武蔵村山市	心身障害者医療費助成の基準内
自治体名	所得制限額															
武蔵野市	心身障害者医療費助成の基準内															
三鷹市	対象者及び扶養義務者の市民税所得割が12万円以下（年収換算482万5千円） （対象者が成人の場合のみ）															
東村山市	対象者が非課税かつ扶養義務者の所得が心身障害者医療費助成の基準内															
武蔵村山市	心身障害者医療費助成の基準内															
特記事項	平成23年度の助成上限最高額に対する決算額の割合は、67.9%。 本人運転対象者は、対象者全体の28.2%。															

## 心身障害者自動車ガソリン等費助成事業概要

### 1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1～4級の方で、自己所有の自動車を運転する方
- (2) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方で、生計をともにする方（同一住所に居住する方または同一世帯の方）が自動車を所有し、障害のある方の通院、通所等の目的で使用する方

### 2 制限

福祉タクシー利用券の交付を受けている方と、高齢者支援課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は利用できません。

### 3 内容

#### (1) 助成内容

年間600リットルを上限とし、市が規定する単価（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）に申請されたリットル数を乗じた額を助成します。

年度途中に新規登録申請された方の助成限度リットル数は、申請日より年度末（3月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。

月別限度リットル数は次のとおり。

月	限度リットル数	月	限度リットル数
5月	550リットル	11月	250リットル
6月	500リットル	12月	200リットル
7月	450リットル	1月	150リットル
8月	400リットル	2月	100リットル
9月	350リットル	3月	50リットル
10月	300リットル		

#### (2) 申請

次の書類を添付して、登録申請が必要です。

##### 【登録申請に必要な書類】

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 運転免許証
- ③ 車検証
- ④ 本人または家族の通帳等振込先がわかるもの

#### (3) 登録後の手続き

登録後は、請求書（市が指定する様式）に、次の書類を添付して、請求日までの請求が必要です。請求後、指定口座に助成額を振り込みます。

##### 【請求に必要な書類】

- ① 車検証のコピー（もしくは窓口にて原本提示）
- ② 使用した燃料費の領収書（ガソリンスタンド等のレシート）

##### 【請求日】

請求日は、7月、10月、1月、4月の各月10日です。

26市のガソリン等費用助成事業に関するデータ一覧(平成23年度)

	自治体名	事業の有無	登録者数 (人)	実績額 (千円)	備考
1	八王子市	○	7,572	126,263	タクシー助成と併給可能
2	立川市	○	2,574	93,123	タクシー・ガソリン共用券の発行
3	武蔵野市	○	708	14,181	タクシー助成との選択制
4	三鷹市	○	329	5,302	タクシー助成と併給可能
5	青梅市	×			平成18年度に終了
6	府中市	○	1,187	27,183	タクシー助成との選択制
7	昭島市	○	633	8,748	タクシー助成との選択制
8	調布市	○	31	892	タクシー助成との選択制
9	町田市	×			通院交通費助成事業あり
10	小金井市	○	423	10,898	タクシー助成との選択制
11	小平市	○	2,026	34,672	タクシー助成との選択制
12	日野市	○	1,047	24,698	タクシー助成との選択制
13	東村山市	○	672	13,641	タクシー助成との選択制
14	国分寺市	×			通院通所訓練等交通費助成事業あり
15	国立市	○	356	9,414	タクシー助成との選択制
16	福生市	○	471	8,662	タクシー助成と併給可能
17	狛江市	○	100	484	タクシー助成との選択制
18	東大和市	○	691	8,914	タクシー助成との選択制
19	清瀬市	○	648	10,147	タクシー助成との選択制
20	東久留米市	○	495	10,495	タクシー助成との選択制
21	武蔵村山市	○	823	17,031	タクシー助成との選択制
22	多摩市	○	1,182	35,064	タクシー助成との選択制
23	稲城市	○	1,001	13,609	タクシー助成との選択制
24	羽村市	○	626	14,381	交通費等助成金支給事業あり
25	あきる野市	×			交通費支給事業あり
26	西東京市	○	1,236	37,108	タクシー助成との選択制

## 平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号	事業名	担当課
1-19	障害者自立移動支援事業(心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業)	障害者福祉課
点検結果	市(要改善)	
点検での意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は所得制限を設けるべき。その際、他の障害者施策と合わせて考える。現金、現物給付の逆転現象が起きないように配慮が必要。</li> <li>・ニーズ把握に努めていただき、ある程度の見直しを適時実施していただきたく思います。所得制限については導入すべき。限度リットル数の上限運用の年単位運用も月単位とすべき。</li> <li>・所得制限については該当がある、ない、だけではなく、制度の趣旨への信頼性の面からも必要。</li> <li>・助成金支給までの手続きの流れの②がザルの。本当に障害者が運転したか、家族が運転した車に障害者が同乗したか不明！市民の税金の均等分配に留意していただきたいです。</li> <li>・所得制限の導入は必要と思います。基本的には推進すべき事業なので改善をお願いします。</li> <li>・所得制限をかける。コストを削減することを検討するべきと思います。</li> </ul>	
市の方針	市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限の適用を検討、実施します。</li> <li>・上限運用を月単位にするべきとの意見ですが、宿泊を伴うような長距離の外出に制限をかけることになり、障害者の自由な外出、社会参加を支援することが事業の目的であることから、困難と考えます。</li> <li>・本事業の登録車両を障害者本人が運転したか、障害者が乗車していたかをチェックできていないという指摘はありますが、障害者の各種手続きのために家族のみで運転することもあることから、厳格な線引きは困難と考えます。</li> </ul> <p>利用上限に対しての利用率が約77%であることから、対象車両と関係ないガソリン費まで際限なく請求しているとは考えられません。不自然な給油に基づく請求に対しては、引き続きチェックをかけ、市民との信頼関係の中で、本事業を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限の導入について検討し、一定の期間を設けて利用者に周知のうえ、実施します。</li> </ul>	
取組スケジュール	24年度	所得制限のあり方、基準について検討する。
	25年度	更新時に、所得制限実施を周知し、利用者の理解を求める。
	26年度以降	所得制限を実施する。